

土地利用規制法案の廃案を求める意見書（案）

土地利用規制法案が、今国会で審議されている。本法案は政府が安全保障上重要とする全国の米軍・自衛隊基地などの周辺、国境にある離島に暮らす住民を監視対象とし、土地・建物の利用を中止させることを可能にする法案である。

具体的な法案の内容は、米軍や自衛隊基地、海上保安庁の施設、原発など「重要施設」の周辺約1キロと国境離島を「注視地区」に指定し、区域内の土地、建物の所有者や賃借人などすべての住民を調査し、その結果、「重要施設」や国境離島の「機能を阻害する行為」やその「明らかな行為」があれば、利用中止の勧告・命令ができる。「注視区域」の中でも特に重要とみなすものは「特別注視区域」に指定し、土地、建物の売買に事前の届け出が義務付けられるというものである。

政府は、法案提出の理由を北海道千歳市や長崎県対馬市の自衛隊基地周辺の土地を外国資本が購入したことなどをあげているが、2013年から2020年にかけて2度の調査（防衛省）では、全国の約650の米軍・自衛隊基地の周辺約6万筆の土地で外国人所有とみられる土地は7筆と確認、「具体的支障は出ていない」（4月15日、参議院外交防衛委員会答弁）とし、法案の必要性がないことが明らかになった。

さらに、重要な問題は「どこで、誰を、どのように調査・規制するのか」という点が具体的に明確ではなく、政府の判断に委ねられているという点である。

調査の対象範囲が住民の職歴や思想信条、家族・交友関係にまで広がる恐れは否定できず、基本的人権を担保する規定もない。

法案提出の根拠の妥当性もなく、住民を監視対象にする本法案を廃案にすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月14日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣